

教員の勤務実態の是正 －過労死ラインを超える現状－

黒田 治夫*

要約

現在、「働き方改革」が叫ばれている。その背景に、過労死、過労自殺が止まらない現状がある。

本稿は、「過労死ライン」を超える現状となっている教員の勤務実態を確認し、今後の是正策をさぐるための研究である。

まず、教員の過労死問題を取りあげる。船越賀代子公務災害認定裁判事例で、時間外労働の実態を確認する。

つぎに、日本の教員勤務実態が国際的にどういう位置、状況にあるのかを、2013年の「OECD 国際教員指導環境調査」で確認する。

そして、全国の教員勤務実態を、2006年および2016年の文部科学省教員勤務実態調査により確認する。これらの調査を手がかりに、教員の時間外労働の現状を分析する。

最後に、中教審が2017年8月に発表した「学校における働き方改革に係わる緊急提言」を確認する。新聞報道や教職員組合におけるこの提言の問題点を指摘する意見と期待をよせる意見にふれ、今後の是正策の方向を考える。

キーワード：過労死、過労自殺、勤務実態調査、時間外労働、働き方改革

2017年9月29日受理（理論）

はじめに

本稿は、「過労死ライン」を超える現状となっている教員の勤務実態を確認し、今後の是正対策をさぐるための研究ノートである。

まず初めに、公立小学校教員の公務災害認定裁判事例からみる。木村百合子氏の過労「自死」、船越賀代子氏の過労「疾病」が、公務上の災害であることを認定するためには、時間外労働時間が争点になり、その認定には、裁判所が教員の勤務実態を理解できるかどうかが大きく影響する。この事例では、判決文によれば、裁判官に教員の勤務実態が理解されたものと考えられる。

つぎに、この事例の時間外労働時間を、世界お

よび日本の中で確認するために、2013年「TALIS (OECD国際教員指導環境調査)」と「2006年文部科学省教員勤務実態調査」と「2016年文部科学省教員勤務実態調査」を検討し、最後に、中教審の「学校における働き方改革に係る緊急提言」を検討したい。

I. 過労死・過労自殺、公務災害

1. 木村・船越公務災害認定裁判

(1) 木村百合子氏の事情

2011年12月15日付け「木村・船越両裁判の勝利を確定させ、教職員の働き方を改善させよう（談話）」(全日本教職員組合 生権局長 蟹澤昭三)によれば、「木村百合子さんは、2004年4月、静岡県磐田市立東部小

*大阪健康福祉短期大学

連絡先：黒田 治夫

〒590-0075 堺市堺区南花田口町2丁3-20

大阪健康福祉短期大学 子ども福祉学科

E-mail: h.kuroda@kenko-fukushi.ac.jp

学校に新規採用され、4年生のクラス担任となりました。しかし、担任したクラスには多動性・衝動性が顕著な児童もおり、クラス全体への指導について大きな困難に直面しました。そうした状況にもかかわらず、学校としての支援体制がつけられず、加えて、多忙さゆえの長時間労働も重なり、5月の終わり頃には、心身ともに衰弱していきました。そのうえ、管理職からは責められ、クラスの保護者からは苦情の手紙が届くという状況のなか、2004年9月に自死しました。』¹

(2) 船越賀代子公務災害認定裁判

①概要

また、この「談話」によれば、船越賀代子氏は、元兵庫県尼崎市立立花南小学校教諭。

「船越賀代子さんは、2004年3月、5校時終了後にくも膜下出血を起こし、手術後も脳梗塞後遺症による四肢麻痺などの障害が残りました。賀代子さんは、当時、6年生の担任として卒業式に向けての激務が続いており、発症前1ヵ月の時間外労働は140時間、直前の1週間は40時間を超えていました。卒業に向けての仕事、成績処理、ノート点検や授業の準備、帳簿の記入などの仕事に追われたことが疾病発症につながったことは明らかでした。」

②経過

尼崎市教職員組合のホームページ「船越裁判」によれば、船越氏の裁判経過は以下のようなものである。²

2005年3月 地方公務員災害補償基金兵庫県支部に公務災害認定を請求

2007年3月 同支部は公務外と認定

2007年5月 地方公務員災害補償基金兵庫県支部審査会に審査請求

2008年9月 同審査会は棄却

2008年10月 地方公務員災害補償基金(本部)審査会に再審査請求

2009年3月 原告(船越氏)が神戸地裁に提訴

2011年12月 神戸地裁にて原告勝訴により、地方公務員災害補償基金が大阪高裁に控訴

2012年4月 控訴審(大阪高裁)第1回公判で即日結審となる。

2012年7月 原告が勝訴し、基金は上告せず、判決が確定した。(船越氏発症後8年4ヶ月)

③原告(船越)の主張・被告(基金)の主張・裁判所(大阪高裁)の判決

公務災害認定裁判(船越裁判)の大阪高裁判決を、以下検討する。³

まず、いわゆる時間外労働時間にあたる「争点2(原告の公務の過重性)」の「(2)公務の量的過重性」からみる。

【原告の主張】

「ア 平成15年度3学期の原告の時間外勤務」は「合計265.89時間」、「週当たりの平均時間外勤務は24.17時間」(p.50)である。

また、「イ 発症前1か月の時間外勤務」は「合計154時間」(p.50)、「週当たりの平均時間外勤務は38.5時間」(p.51)である。

【被告の主張】

「ア 以下のとおり、本件期間 [= 発症前約2か月間(筆者)]における原告の時間外勤務時間は、合計55時間15分であり、原告の公務は、量的に過重ではなかった。」(p.51)

【裁判所の判断】

「(ア) 発症前約2か月間(本件期間) a 時間外勤務時間265.14時間 b 週当たりの平均時間外勤務時間24.10時間」(p.60)である。

「(イ) 発症前約1か月間(第7週から第11週) a 時間外勤務時間153.25時間 b 週当たりの平均時間外勤務時間30.65時間」(p.60)である。

このように、「(2) 公務の量的過重性」について、判決は、原告の主張が信ぴょう性があると判断し、被告の主張を退けている。

つぎに、いわゆる持ち帰り残業にあたる「(イ) 持ち帰り作業について」をみる。

【原告の主張】

「原告が日常的に行っていた公務は、(略) 多様であり、過密であった。

すなわち、学習指導、教材研究、教材作成、学年・学級運営、朝の会及び宿題や自由勉強の点検等の多様な公務があり、また、授業内容は細かく設定され、授業の進め方や内容には、児童への配慮が求められていた。

また、宿題やノートの点検、教材研究・授業準備、学年研究会及び学校行事に伴う授業参観への指導等の日常的に行う公務をすべて勤務時間内に終了させることはできず、残業や持ち帰り作業を行わざるを得ない

状況にあり、多忙であった。」(p.51)

【被告の主張】

「原告が持ち帰り作業を行ったことを裏付ける成果物等の客観的資料はないから、原告が持ち帰り作業を行っていたとはいえない。」(p.52)

「また、仮に、持ち帰り作業を行っていたとしても、一般に、持ち帰り作業は、任命権者等の支配管理下でされるものでなく、学校での時間外勤務より精神的、肉体的負担や緊張が少ないといえ、原告も、家族との団らんやテレビを見た後に、夫や子供が居る部屋で、寛いだ雰囲気の中で作業をしていたのであるから、持ち帰り作業を学校での時間外勤務と同等に評価すべきでなく、時間外勤務と評価すべき部分があるとしても、僅少というべきである。」(p.52)

【裁判所の判断】

「控訴人の公務上、時間外勤務に一对一に対応する成果物の存在を認めるのは事実上困難と考えられる(ことに、教材研究及び授業準備など、日常教育活動中で実施されるもので、成果物を観念することが困難な面があるし(略)、ノートやプリント類は、当該学年の学習のためのものであるから、生徒において、学年を修了後長く保存する性質のものではない(略))。したがって、上記関係者からの聴取や、現存する成果物の内容(その成果物から推測される労働者の公務への取り組みの姿勢も含む。)等を総合して、公務に要する時間を推認することも許されるものと解される。」(p.64)

「また、教員の仕事の特質、すなわち、『ここまでしたら終わり』というものがなく、子どもの能力を伸ばすため常に自己研鑽を積み、自己の教員としての資質を向上することが求められていること、子どもがより理解できる授業を行いたいと思うほど、自宅で行う仕事が増えていくこと(略)を考慮すべきである。」(p.64)

「しかし、公務の期限は決まっているものが多い上、労働者において、自由時間を確保しようと思えば持ち帰り作業はできるだけ早期に処理しようとするという要素もあるのだから、控訴人主張の事情は、持ち帰り作業について、通常的时间外勤務と区別して軽いものと扱うことを合理的とするだけの有意な差をもたらすものとはいえない。」(p.66)

以上のように、「時間外勤務時間」について、高裁判決は、原告の主張が信ぴょう性があると判断してい

る。また、「持ち帰り作業」において、成果物がないと持ち帰り作業ではないとする被告の主張に対し、高裁判決は、詳細に分析し、成果物のない持ち帰り作業もあると原告を支持している。教員の仕事の特質をよくとらえて判断した判決であるといえよう。

2. 文部科学省発表の2009年度全国の教職員の異常事態

文部科学省は「平成21年度 教育職員に係る懲戒処分等の状況について」において、2009年度(平成21年度)全国の教職員の精神疾患が引き続き広がる異常事態について発表している。⁴

教職員に対する「分限処分は、全体で8,869人(前年度比69人増)である。そのうち病気休職処分が8,627人(前年度比49人増)と全体の97.3%を占めている。病気休職のうち精神疾患によるものが、5,458人(前年度比58人増)で63.3%を占めている。」

この発表から、病気休職者の63.3%が精神疾患であり、増加しているという異常事態が認められる。

II. 教員の教員勤務実態

次に、教員勤務実態調査については多くの蓄積があるので、それを検討する。

まず、日本の教員勤務実態が国際的にどのような位置、状況にあるのかを、2013年の「OECD 国際教員指導環境調査(TALIS2013)」は、以下のように報告している。

1. 文部科学省作成「TALIS(OECD国際教員指導環境調査)のポイント」⁵

文部科学省ホームページ「OECD 国際教員指導環境調査(TALIS2013)のポイント」は、

「日本の教員の1週間当たりの勤務時間は参加国最長(日本53.9時間、参加国平均38.3時間)このうち、授業時間は参加国平均と同程度である一方、課外活動(スポーツ・文化活動)の指導時間が特に長い(日本7.7時間、参加国平均2.1時間)ほか、事務業務(日本5.5時間、参加国平均2.9時間)、授業の計画・準備に使った時間(日本8.7時間、参加国平均7.1時間)等も長い。」と指摘している。

日本の教員の勤務時間は、参加国の中で最長であることが、この調査により明らかになっている。1週間の勤務時間が、参加国は40時間以内だが、日本は40時

間をさらに約14時間上回っている。そして、参加国に比べて、課外活動の指導と事務業務の時間が長いことが大きな特徴である。

2. 2006年文部科学省教員勤務実態調査

このような国際的な報告がでるなかで、文部科学省は、2006年に40年ぶりに教員勤務実態調査を実施した。その報告書であるベネッセの平成18年度文部科学省委託調査『教員勤務実態調査（小・中学校）報告書[2006年]』⁶と『教員勤務実態調査（高等学校）報告書[2006年]』⁷を以下、分析する。

(1) 小学校教員

この分析には、小学校教員全体の残業時間量と持ち帰り時間量を、通期として算出するために『教員勤務実態調査（小・中学校）報告書[2006年]』の6期を単純平均して算出した。

平日を「図2-7-1 勤務日・1日あたりの平均残業時間量・持ち帰り時間量（通期・小学校教員全体）」(p.186)から算出すると、小学校教員の場合、平日の残業時間1時間28分と持ち帰り33分である。

休日を「図2-7-2 休日・1日あたりの平均残業時間量・持ち帰り時間量（通期・小学校教員全体）」(p.188)から算出すると、小学校教員の場合、休日の残業時間19分と持ち帰り1時間29分である。

(2) 中学校教員

また、中学校教員全体の残業時間量と持ち帰り時間量を、通期として算出するために同様に、『教員勤務実態調査（小・中学校）報告書[2006年]』の6期を単純平均して算出した。

平日を「図2-7-3 勤務日・1日あたりの平均残業時間量・持ち帰り時間量（通期・中学校教員全体）」(p.190)から算出すると、中学校教員の場合、平日の残業時間1時間56分と持ち帰り21分である。

休日を「図2-7-4 休日・1日あたりの平均残業時間量・持ち帰り時間量（通期・中学校教員全体）」(p.192)から算出すると、中学校教員の場合、休日の残業時間1時間23分と持ち帰り1時間32分である。

(3) 高等学校教員

さらに、『教員勤務実態調査（高等学校）報告書[2006年]』で、高校教員の残業時間量と持ち帰り時間量をみるが、定時制では平日の残業時間が調査対象となっていない。そこで、全日制の場合をみることにする。

「3. 業務記録集計表（通期）(1) 労働時間・残業時

間・持ち帰り時間量 ①全体」(p.84)の表より、高校教員（全日制）の場合、平日の残業時間1時間43分と持ち帰り26分である。

また、同表より、休日の残業時間1時間15分と持ち帰り1時間26分である。

3. 2016年文部科学省教員勤務実態調査

文部科学省『教員勤務実態調査（平28年度）の集計（速報値）について』が、2006年の教員勤務実態調査から10年たって、2017年4月28日付けで公表された。⁸

2016年度教員勤務実態調査の速報値を以下、分析する。

(1) 2016年度の残業時間と持ち帰り業務時間

「8. 1日の勤務時間の内訳①」(p.16)より、「教諭1日当たりの勤務時間・持ち帰り業務時間」の表より算出する。「※1日当たりの正規の勤務時間は、2016年度：7時間45分」

①2016年度

小学校教諭の場合、平日の学内勤務11：15－正規勤務時間7：45＝残業時間3時間30分と持ち帰り29分である。土、日の残業時間1時間7分と持ち帰り1時間8分である。

中学校教諭の場合、平日の学内勤務11：32－正規勤務時間7：45＝残業時間3時間47分と持ち帰り20分である。土、日の残業時間3時間22分と持ち帰り1時間10分である。

②2006年度

ちなみに、2006年度第5期の教諭1日当たりの勤務時間・持ち帰り業務時間が併記されているので算出する。「※1日当たりの正規の勤務時間は、2006年度：8時間」

小学校教諭の場合、平日の学内勤務10：32－正規勤務時間8：00＝残業時間2時間32分と持ち帰り38分である。土、日の残業時間18分と持ち帰り1時間26分である。

中学校教諭の場合、平日の学内勤務11：00－正規勤務時間8：00＝残業時間3時間00分と持ち帰り22分である。土、日の残業時間1時間33分と持ち帰り1時間39分である。

(2) 平日と土、日の時間外労働時間が、小学校教諭と中学校教諭ともに、2016年度は2006年度より拡大

よって、時間外労働時間（残業時間と持ち帰りを合計した時間）で、2006年度第5期と2016年度と比較し、その増減を算出する。

小学校教諭の平日は、2006年度残業時間2時間32分と持ち帰り38分で、時間外労働時間は3時間10分であったのが、2016年度残業時間3時間30分と持ち帰り29分で、時間外労働時間は3時間59分となり、49分も拡大している。

また、小学校教諭の土、日は、2006年度残業時間18分と持ち帰り1時間26分で、時間外労働時間は1時間44分であったのが、2016年度残業時間1時間7分と持ち帰り1時間8分で、時間外労働時間は2時間15分となり、31分も拡大している。

そして、中学校教諭の平日は、2006年度残業時間3時間00分と持ち帰り22分で、時間外労働時間は3時間22分であったのが、2016年度残業時間3時間47分と持ち帰り20分で、時間外労働時間は4時間7分となり、45分も拡大している。

また、中学校教諭の土、日は、2006年度残業時間1時間33分と持ち帰り1時間39分で時間外労働時間は3時間12分であったのが、2016年度残業時間3時間22分と持ち帰り1時間10分で、時間外労働時間は4時間32分となり、1時間20分と大きく拡大している。

これより明らかになるのは、2016年度は、2006年度に比べて時間外労働時間が、小学校でも中学校でも、平日も土、日でも、さらに拡大していることが明確である。

(3) 中学校教諭の過半数が、週当たりの残業時間が「過労死ライン」を超える

つぎに、「6. 1週間当たりの勤務時間の時系列変化①(職種別)」(p.13)より、「職種別 教員の1週間当たりの学内総勤務時間(持ち帰り時間は含まない)」の表より教諭の場合を算出する。「※1週間当たりの正規の勤務時間は、2016年度:38時間45分」

つまり、1週間当たりの持ち帰り時間は含まない残業時間を算出する。

小学校教諭の場合、1週間当たりの学内総勤務時間57:25-正規勤務時間38:45=残業時間18時間40分である。

中学校教諭の場合、1週間当たりの学内総勤務時間63:18-正規勤務時間38:45=残業時間24時間33分である。

上の残業時間は、平均値であるので、さらに、「7. 1週間の総勤務時間の分布 ①教諭」(p.14)より「1週間の学内総勤務時間」が60時間を超える教諭の割合を算出する。

すると、小学校教諭で、33.5%、中学校教諭で、57.6%で過半数を超えている。

週60時間以上の学内総勤務時間は、時間外労働時間月80時間の「過労死ライン」を超える時間に相当するものである。

「2016年教員勤務実態調査(速報値)」から、10年前の2006年と比べて時間外労働時間が増え「多忙化」が進み、中学校では、「過労死ライン」を超える時間外労働をしている現状を確認できる。

Ⅲ. 改善の対策

1. 過重労働の真の解決を求める意見

(1) <朝日新聞デジタル>(2017年2月3日)の社説「先生の多忙 学校にも働き方改革を」は、次のように主張している。⁹

「松野文部科学相は、業務改善のモデル地域の指定、有識者ら業務改善アドバイザーの教育委員会への派遣、部活動の休養日などに関するガイドラインづくりという三つの対策を掲げた。」

「学校が時間管理に熱心でないことの背景にあるのが、『公立学校教育職員の給与等に関する特別措置法』(給特法)だ。先生の仕事は複雑で管理が難しいとして残業代を払わず、代わりに基本給の4%を全員に支給する仕組みになっている。1971年に成立した。

誰にも一律の額を出すため、管理職は勤務時間を把握する義務があるのに、時間管理の必要に迫られない。文科省の勤務実態調査では、法が成立した頃と比べ、残業時間は5倍に増えている。法の見直しの議論を始めるべき時ではないか。

もっと先生の数を増やしてほしいとの現場からの訴えにも耳を傾けるべきだ。」

(2)「教員の働き方改革に向けた勉強会」における意見表明(2017年6月2日全日本教職員組合)¹⁰

「教員の長時間労働の解消を第一義的にかかげるべきであり、『働き方改革』『効率的・効果的な学校の組織運営の在り方』等、『教員の業務改善』に矮小化することは、真に教員の長時間労働の解消にはならない。」

「『給特法』も労基法の労働時間の原則に則っている。これら労働時間の原則をふまえた議論をすすめることが求められる。②文科省が実施した勤務実態調査で『公立学校教員の長時間勤務の実態が明らかになった』としている。にもかかわらず、長時間勤務の

解消を第一義的な課題とするのではなく、『働き方改革』『新学習指導要領の円滑な実施』『効率的・効果的な学校の組織運営の在り方』等、『教員の業務改善』に矮小化することは、真に教員の長時間労働の解消にはならないと考える。」

長時間労働の解消が重要であって、働き方や業務改善に矮小化することは、真の解決にならないという指摘は大切である。

2. 学校における働き方改革に係る緊急提言

(1) 緊急提言

中央教育審議会初等中等分科会「学校における働き方改革特別部会」は、2017年8月29日、「学校における働き方改革に係る緊急提言」¹¹を発表した。

「緊急提言」の柱は「1. 校長及び教育委員会は学校において『勤務時間』を意識した働き方を進めること 2. 全ての教育関係者が学校・教職員の業務改善の取組を強く推進していくこと 3. 国として持続可能な勤務環境整備のための支援を充実させること」である。

まず、「学校における働き方改革特別部会」は、第1の柱で、「校長や服務監督権者である教育委員会は、教職員の意識改革を図るためにも以下の取組を一層進めるとともに、給与負担者である教育委員会並びに国は、積極的に指導助言及び支援すべきである。」として、「タイムカード」や「校務支援システム」や「時間外の留守番電話やメール対応」や「部活動指導員」などの整備を提言する。

第2の柱で、「業務改善方針・計画の策定」や「統合型校務支援システムの導入」や「文部科学省、国、地方公共団体からの調査、依頼、指示の精選」や「学校徴収金の口座振替」や「事務職員の活用」などを提言する。

第3の柱で、再び、「統合型校務支援システムの導入」や「学校徴収金の口座振替」や各種の「スタッフの配置促進」や学校の指導の強化により「新学習指導要領の全面実施」などを提言する。

これらの提言は、今までにやるべきことをやってこなかったものを、「緊急提言」したような中身ではないだろうか。そして、この提言の実施が、一定の改善をもたらすであろうが、教職員の時間外労働をさらに増やす要因になることが懸念される。

(2) 2017年9月27日 全日本教職員組合書記長 小畑雅子【談話】「教職員がゆとりをもって、笑顔で子どもの前に立てるような勤務条件への改善を、ただちに～中教審「学校における働き方改革に係る緊急提言」について～」¹²

「文科省はこれまで、学習指導要領の改訂によって授業時数を増加させながら、それに見合った教職員の定数増をおこなってきませんでした。それに加えて、一斉学力テストや教職員評価制度の導入、教員免許更新制度など一連の『教育改革』施策をすすめ、様々な報告を求めることによって、教職員の負担を増加させてきたことが、長時間過密労働の最も大きな要因の一つとなっています。」

「しかし、『提言』は、『校長や副校長・教頭等の事務関係業務の軽減に有効な主幹教諭・事務職員などの充実』を述べるのみで、大幅な定数増や少人数学級には言及していません。」

「代わりに、『勤務環境整備のための支援』として、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、部活動指導員等の『専門スタッフ』や、『教員の事務作業（学習プリント印刷や授業準備等）』支援等を担う『サポートスタッフ』の配置促進を求めています。」

この談話は、中教審「提言」では「教職員の長時間過密労働が解消されないことはあきらか」と指摘し、「安倍『教育再生』の根本的見直しと教職員定数の抜本的改善、少人数学級の実現が不可欠」と根本的解決を求めている。

(3) 「緊急提言」を受け、過労死遺族らでつくる「全国過労死を考える家族の会」と教職員の働き方改革を目指す団体「教職員の働き方改革推進プロジェクト」が共同記者会見¹³

「名古屋大大学院の内田良准教授は『今の学校現場は時間を管理するという感覚がない。タイムカードを導入して時間を測るという意識改革がすごく大事になってくる』と一定の評価を示した。」

「学習院大の長沼豊教授は『今回提言には盛り込まれなかったが、残業の上限規制について引き続き訴えていきたい。また教員を増やすことも必要。現在の日本は教職員のサービス残業で教育王国として成り立っている』と指摘した。」

「全国過労死を考える家族の会代表の寺西笑子さんは『いよいよ先生方の働き方にメスが入ったという印

象を持った。働き方を改善することで、学校職場で過労死、過労自死する人をなくしていきたい。』

「10年前に中学校教諭の夫がくも膜下出血により突然亡くなり、公務災害認定までに5年半を要した工藤祥子さんは『先生を死なせていいのかという強い思いが私の中にはある。勤務時間の把握も含めて、先生が働きやすい環境にしなくてはいけない』と話した。」

この「提言」に、一定の期待を託す人たちもいる。しかし、重要なことは、共同した運動にしていき、抜本的解決へ向かうことである。

おわりに

以上、過労死ライン超えである教員の勤務実態を確認し、今後の是正の対策をさぐる検討をしてきた。

まず初めに、公立小学校教員の公務災害認定裁判事例からみた。公務上の災害であることを認定させるのに、時間外労働時間が争点になり、その認定には、裁判所が教員の勤務実態を理解できるかどうかが大きく影響する。

公務災害裁判では、「地方公務員災害補償基金」が以下のような姿勢をみせている。①勤務時間の把握を管理職がしていない、または把握している部分があるとしてもそれをあいまいにする。②教員の教員勤務実態調査などが明らかにしている過労死ラインを超える実態を、個人の原因にすり替え、責任を持たないなどの姿勢である。

この事例では、裁判官が教員の勤務実態を理解したものと確認できる。

つぎに、この事例を世界の中と日本の中で確認するため、2013年「TALIS (OECD国際教員指導環境調査)」と「2006年文部科学省教員勤務実態調査」と「2016年文部科学省教員勤務実態調査」を検討したが、日本の教員の勤務実態は過労死ラインを超えるものであることが確認できた。

そして、「学校における働き方改革に係る緊急提言」を検討したが、一定の改善をもたらすであろうが、逆に、教職員の時間外労働をさらに増やす要因にもなることが懸念されるものである。

引用文献

1. 全日本教職員組合（全教）生権局長 蟹澤昭三「木村・船越両裁判の勝利を確定させ、教職員の働き方を改善させよう（談話）」閲覧2017/09/06,<http://www.zenkyo.biz/modules/common/download.php?path=../../upload/1324021474.pdf&name=%E3%80%90%E8%AB%87%E8%A9%B1%E3%80%91%E6%95%99%E8%81%B7%E5%93%A1%E3%81%AE%E5%83%8D%E3%81%8D%E6%96%B9%E3%82%92%E6%94%B9%E5%96%84%E3%81%95%E3%81%9B%E3%82%88%E3%81%86.pdf>

2. 尼崎市教職員組合「船越裁判」「経過」閲覧2017/09/06,<http://amakyoso.wixsite.com/amakyoso/doctors>
3. 公務災害認定裁判（船越裁判）大阪高裁判決文、2013、「特集 地方公務員災害補償基金制度と教職員の働き方の特集関連資料①」、『季刊教育法』、第179号、pp.48-68
4. 文部科学省「平成22年度 教育職員に係る懲戒処分等の状況について」閲覧2017/11/22、http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinji/1300256.htm
5. 文部科学省「OECD 国際教員指導環境調査 (TALIS2013) のポイント」閲覧2017/09/06,http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/___icsFiles/afieldfile/2014/06/30/1349189_2.pdf
6. ベネッセ 平成18年度文部科学省委託調査「教員勤務実態調査（小・中学校）報告書 [2006年]」閲覧2017/09/06,<http://berd.benesse.jp/shotouchutou/research/detail.php?id=3261>
7. ベネッセ 平成18年度文部科学省委託調査「教員勤務実態調査（高等学校）報告書 [2006年]」閲覧2017/09/06、<http://berd.benesse.jp/shotouchutou/research/detail.php?id=3262>
8. 文部科学省「教員勤務実態調査（平成28年度）の集計（速報値）について」閲覧2017/09/06、http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/29/04/___icsFiles/afieldfile/2017/04/28/1385174_002.pdf
9. 朝日新聞デジタル（社説）「先生の多忙 学校にも働き方改革を」閲覧2017/09/06,http://www.asahi.com/articles/DA3S12778736.html?iref=sp_opi_editorial_backnumber_list_n
10. 全日本教職員組合「「教員の働き方改革に向けた勉強会」における意見表明」閲覧2017/09/06,<http://www.zenkyo.biz/modules/common/download.php?path=../../upload/1496887113.pdf&name=全教の意見表明【教員の働き方改革に向けた勉強会】.pdf>
11. 中央教育審議会初等中等分科会学校における働き方改革特別部会「学校における働き方改革に係る緊急提

言」 閲覧2017/09/06,http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/079/sonota/__icsFiles/afieldfile/2017/09/04/1395249_1.pdf

12. 全日本教職員組合書記長（全教）小畑 雅子【談話】「教職員がゆとりをもって、笑顔で子どもの前に立てるような勤務条件への改善を、ただちに～中教審「学校における働き方改革に係る緊急提言」について～」 閲覧2017/09/06,<http://www.zenkyo.biz/modules/common/download.php?path=../upload/1506488698.pdf&name=17-09-27>【談話】中教審「学校における働き方改革に係る緊急提言」について.pdf
13. <弁護士ドットコム>「過労死遺族「いよいよ先生の働き方にメスが入った」中教審部会の「緊急提言」に期待」 閲覧2017/09/06,https://www.bengo4.com/c_5/n_6581/

The correction of the actual work condition of the teacher – Harder than Karoshi lines –

Haruo Kuroda*

Abstract

This report identifies the present actual work condition of the teachers harder than "karoshi lines", and investigates future correction plan.

At first I take up the issue of karoshi of a teacher. In Kayoko Funakoshi the disaster of the public employee disaster authorization trial example, I confirm the actual situation of the overtime work.

And I confirm the public school building teacher duty actual situation by Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology teacher duty fact-finding of 2006 and 2016. I analyze the present conditions of the overtime work of the teacher into a clue by these investigation.

Finally I confirm "an urgent proposal to affect modus operandi reform in the school" that the Central Education Council announced in August, 2017.

Fall in an opinion to send an opinion and expectation to point out the problems of this proposal to and think about a direction of the future correction plan.

Key words: Karoshi, overwork suicide, duty fact-finding, overtime work, modus operandi reform

*Osaka College of Social Health and Welfare
Contact Address : Haruo Kuroda
〒590-0075 2-3-20 minamihanadaguchi-cho, Sakai-ku, Sakai-City, Osaka
Osaka College of Social Health and Welfare
Department of Child Care and Education
E-mail: h.kuroda@kenko-fukushi.ac.jp